

(写)

スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年7月2日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第28号

スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会条例を廃止する条例

スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会条例（令和6年龍ヶ崎市条例第19号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 龍ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年龍ヶ崎市条例第110号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第1条関係）			別表第1（第1条関係）		
職名		報酬の額	職名		報酬の額
省 略			省 略		
スポーツ推進計画審議会委員	会長	日額 4,800円	スポーツ推進計画審議会委員	会長	日額 4,800円
	委員	日額 4,400円		委員	日額 4,400円
教育支援委員会委員	委員長	日額 4,800円	スポーツライミングのまち龍ヶ崎基本構想策定審議会委員	会長	日額 4,800円
	委員	日額 4,400円		委員	日額 4,400円
	調査員	日額 3,900円	教育支援委員会委員	委員長	日額 4,800円
省 略			委員	日額 4,400円	
			調査員	日額 3,900円	

省 略